

3 複数書類でインボイスの要件を満たす場合

ひとつの書類のみでインボイスの全ての記載事項を満たす必要はありません。交付された複数の書類相互の関連が明確であり、取引内容を正確に認識できる方法で交付されていれば、複数の書類に記載された事項によりインボイスの記載事項を満たすことができます。

たとえば、商品の納品の都度納品書を交付し、一定期間分をまとめた請求書を交付するような場合は、請求書に納品書番号を記載するといった方法で書類相互の関連を明確にすることができます。

右図の例では、納品書に書かれていない登録番号を請求書で補う形になっています。この例では、税率ごとに区分した消費税額を納品書に記載しているので、納品書につき税率ごとに1回の端数処理を行うこととなります。

請求書

(株) ●●御中 xx 年 11 月 1 日
10 月分 (10/1 ~ 10/31)
109,200 円 (税込)

納品書番号	金額
No.0011	12,800 円
No.0012	5,460 円
No.0013	5,480 円
⋮	⋮
合計	109,200 円

▲▲商事 (株)
登録番号／ T1234567890123

納品 No.0013 納品書
(株) ●●御中 ▲▲商事 (株)

納品 No.0012 納品書
(株) ●●御中 ▲▲商事 (株)

納品 No.0011 納品書
(株) ●●御中 ▲▲商事 (株)

下記の商品を納品いたします。
令和 xx 年 10 月 1 日

品名	金額
牛肉 ※	5,400 円
じゃがいも ※	2,300 円
割り箸	1,100 円
ビール	4,000 円
合計	12,800 円
10%対象	5,100 円 (消費税 464 円)
8%対象	7,700 円 (消費税 570 円)

※印は軽減税率対象商品

「税率ごとに区分した消費税額等」
※端数処理は納品書につき、税率ごとに1回

国税庁「インボイス制度に関するQ&A」問65より

労 務

NTS 総合社会保険労務士法人 NTS 丸の内社会保険労務士法人

「永年勤続表彰金」の 社会保険上の取り扱いについて

長年にわたり勤務した従業員に「永年勤続表彰金」が支給されることがあります。この「永年勤続表彰金」については、社会保険上の報酬に含めるか否かで見解が分かれておりましたが、2023年6月27日に改正された「標準報酬月額額の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」において、以下の要件を全て満たす場合、原則として「報酬等」に該当せず、社会保険の対象外とされることが明確化されました。

1 表彰の目的

企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として実施するもの。なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が付与されるような場合は、より福利厚生としての側面が強いと判断される。

2 表彰の基準

勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの。

3 支給の形態

社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えていないものであって、表彰の間隔が概ね5年以上のもの。

ただし、左記の要件をひとつでも満たさないことをもって、直ちに「報酬等」と判断するのではなく、当該永年勤続表彰金の性質について十分確認した上で、総合的に判断するとされています。

なお、労働保険上の取扱いについては、就業規則・労働協約等の定めの有無に関わらず、「永年勤続表彰金」は賃金ではなく恩恵的なものと解され、労働保険の対象外とされています。

労働保険料の算定基礎賃金に含めないように注意しましょう。



NTS 総合コンサルティンググループ
NTS 総合弁護士法人／
NTS 丸の内社会保険労務士法人

代表社員弁護士兼
社会保険労務士

櫻井 宏平

ようやく暑さも和らぎ、行幸通りの歩道にも銀杏の葉が撒かれる季節となりました。

私は秋の匂いがとても好きなのですが、当グループは4月が事業年度開始月のため、年度末に向けて当初の事業計画の進捗度合を見直す時期でもあります。そのため否応なしに時間の速さを実感し、焦りを感じる季節でもあります。

世間では、ジャニーズ事務所内で発生した性加害事件が話題です。当職は、東京弁護士会の人権擁護委員会に所属していますが、近年稀にみる重大な人権侵害事案であると言えるでしょう。故ジャニー喜多川氏だけの問題とはせず、事務所や業界全体に焦点を当て、この問題を検

証していく必要があります。「人権」への配慮は、グローバル企業や上場企業だけではなく、全ての事業体にとって不可欠な考慮要素です。自らの組織内で、又は自らの事業によって人権侵害の問題が生じないように「人権デューデューリジェンス」を実施する体制構築が求められていると言えます（「ビジネスと人権」については、Vol.24（2023年1月発行）をご参照ください）。

ところで、当総合コンサルティンググループでは、本年6月に松本優子氏（弁護士・NTS 総合弁護士法人東京本部）、同9月に田中睦氏（税理士登録準備中／元税務署長・NTS 総合税理士法人本部）を迎え入れました。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

登記

株式会社の増資 による 変更登記

1 増資とは

株式会社における「増資」とは、一般的には、会社が新しく株式を発行して（募集株式の発行）その株式の対価として出資を受け、資本金を増加させる手続きのことを指します。増資の登記についてはよく依頼をうけますが、その理由は第三者からの資金調達のため、金融機関から資本

金の増額を求められたためなど、さまざまです。募集株式の増資の方法としては、

- ① 既存の株主に対して持ち株比率に応じて株式を発行する「株主割当」
 - ② 株主に限定せず第三者に対して株式を発行する「第三者割当」
- の2通りがあります。当方で受任する案件は、ほぼ100%「②第三者割当」の方法です。

2 増資の手続きについて

増資の手続きについては、公開会社と非公開会社（株式の譲渡制限の定めのある会社）で違いますが、日本の株式会社の99%以上は非公開会社と言われていたため、ここでは「非公開会社」を前提に説明いたします。

- まず、増資をするにあたり、株主総会において、
- ① 募集する株式の数
 - ② その株式の払込価額（1株引き受けるのにいくら入金するか）
 - ③ 払込期間（何日から何日までに出資する）、または払込期日（何日に出資する）
 - ④ 出資により増加する資本金及び資本準備金の額をいくりにするか
- などを決定する必要があります。

代表取締役主導で増資を進めている案件を多々見かけますが、通常は、株主総会で募集事項を決定する必要があります。なお、募集株式数の上限や払込金額の下限を株主総会で決定して、そのほかの事項を取締役に委任することもできます。

次に、出資予定者に上記募集事項や払込先を通知し、募集株式の引き受けの申し込みを行います。

出資予定者から申し込みが届いたら、株主総会等で、どの出資予定者にどれくらいの株式を割り当てるかを決定します。その割当決定に応じて、払込期日までに（もしくは払込期間内に）出資予定者が出資金を払い込みます。この払込により、増資の

効力が発生となります。

上記は、引き受けの申込及び株式の割当てという基本的な手続きですが、「株式総数引受契約」を会社と出資予定者との間で締結する方法もあります。株式総数引受契約とは、事前に募集事項を決定しておき、出資予定者との契約により全募集株式をその出資者に割り当てるという契約です。

3 増資の登記

「増資の登記」は、前述した手続きが行われた場合に、発行株式数や資本金の額に変更がある場合にその変更登記をするものです。添付書類としては、

- ① 募集事項を決定する株主総会議事録（取締役会が設置されている会社では取締役会議事録が必要な場合があります）
- ② 資予定者からの引受の申し込みを証する書類
- ③ 出資期の払込があったことを証する書類（会社の通帳コピーなど）

のほか、場合によっては株式総数引受契約書、資本金がいくら計上されたかを証明する書類、株主リストなど、さまざまな書類の提出を求められることがあります。

大幅に簡略して記載しましたが、増資の手続きはいくつもの手順が必要となるため、意外と複雑です。そのため、増資については専門家に相談することをおすすめいたします。



NTS 総合弁護士法人

最高裁による定年後再雇用と正社員の賃金格差の判断について

令和5年7月20日、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第9条1項2号所定の、継続雇用制度により雇用された有期契約労働者（定年退職後の嘱託職員）と無期契約労働者（正職員）との間で基本給の金額が異なるという労働条件の相違（賃金格差）について、初めて最高裁判所の判断が示されました（最一判令和5年7月20日）。

原審では、定年退職後の再雇用時労働条件の月額基本給や退職金が、定年退職前の約60%超も減額した点につ

いて、「正職員の基本給に勤続年数に応じて増加する年功的性格があることから、金額が抑制される傾向にある勤続短期正職員の基本給及び賞与の額をも下回っている」と評価認定されており、労働条件の相違のうち、定年退職時の基本給及び一時金の60%に下回る部分は、労働契約法20条にいう不合理と認められるものに当たると判示されました。

これに対し、上告審である本判決（最高裁）では、「有期契約労働者に対する退職金・賞与の不支給と労契法20条

の不合理性について」の最三判令和2年10月13日民集74巻7号1901頁を引用し、同判決が示した判断枠組みを用いて、「基本給の性質やこれを支給する目的及び労使交渉に関する事情を適切に評価していない原審判断には、解釈適用を誤った違法がある」と判示し、原審に破棄差戻しました。

原審では、基本給を「年功的性格」と評価しましたが、最高裁は、勤続給のほか「職務給」としての性質をもち

する余地があるとし、さらに手当部分は「職能給」としての性質を有する余地もあると判示しており、より分析的な検討が必要であることを示していると思われます。

令和2年に最高裁判決が示された際に、労働条件格差の再点検を行った事業者の方も多いと思われますが、本判決を機に、正規雇用（正社員）／非正規雇用（有期契約労働者）の労働条件についても再点検・是正することが望まれると言えます。

会計・税務 NTS 総合税理士法人

インボイス制度における消費税の端数処理について

1 インボイスに記載する消費税額等の端数処理

インボイス（適格請求書）には、税率ごとに区分した消費税額の記載が必要です。消費税額を計算する際の1円未満の端数処理は、ひとつのインボイスにつき、税率ごとに1回行う必要があります。個々の商品ごとに消費税額を計算して1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額として記載することは認められません。

右図の例では、小麦粉の消費税額370円、牛肉の消費税額592円…と個々の商品ごとに消費税額を計算するのではなく、税率ごとの合計額（10%対象60,000円、8%対象40,000円）から消費税額を算出しています。

なお、切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。

2 個々の取引の消費税額を記載する場合

複数の事業所がある顧客に対して、その事業所ごとに契約を締結し取引を行っているが、請求書は複数の契約をまとめて交付している、といった場合も、ひとつのインボイスにつき1回の端数処理となります。

このような場合に、契約ごとに算出した消費税額を記載してもかまいませんが、その消費税額は参考値に過ぎないという位置づけになり、法令で求められるインボイスの記載事項としての消費税額にはなりません。

まとめて算出した消費税額（右図の例では8,795円）が、法令で求められるインボイスの記載事項としての消費税額となります。

請求書		
(株) ●●御中 令和xx年11月1日		
10月分(令和xx年10/1～10/31)		
100,000円(税込)		
日付	品名	金額
10月1日	小麦粉 ※	5,000円
10月1日	牛肉 ※	8,000円
10月2日	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円(消費税8,416円)	
10%対象	60,000円	(消費税5,454円)
8%対象	40,000円	(消費税2,962円)

※印は軽減税率対象商品

▲▲商事(株)
登録番号／T1234567890123

消費税額等の端数処理は、インボイス（適格請求書）単位で、税率ごとに1回行います。

- ・10%対象：60,000円×10/110≒5,454円
- ・8%対象：40,000円×8/108≒2,962円

(注) 商品ごとの端数処理は認められません

国税庁「インボイス制度に関するQ&A」問55より

請求書		
(株) ●●御中 xx年11月1日		
10月分(10/1～10/31)		
ご請求金額		消費税額等(10%)
96,745円		8,795円
契約種別	利用金額(税込)	参考：消費税額等
A契約	13,157円	1,196円
B契約	38,233円	3,475円
C契約	45,355円	4,123円

▲▲商事(株)
登録番号／T1234567890123

消費税額等の計算方法は、課税資産の譲渡等の税込価額の合計額である96,745円を適用税率で割り返して算出しています。

・計算式：96,745円×10/110＝8,795円

国税庁「インボイス制度に関するQ&A」問64より